

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 個別項目

（1）企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当社の動画マッチングプラットフォーム「V+ing」の技術とノウハウを活用し、取引先企業との協業による新たなサービス開発を推進します。また、スタートアップ企業や中小企業との連携を通じて、人材採用分野でのイノベーション創出を図ります。

（2）IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

デジタル技術を活用した採用プロセス改革において、取引先企業のDX推進を支援します。動画技術やAI技術の知見を共有し、中小企業のデジタル化促進に貢献します。特に、サイバーセキュリティ対策については、個人情報保護の観点から積極的な助言・支援を行います。

（3）専門人材マッチング

当社の事業領域である人材マッチング事業を通じて、取引先企業の人材確保を支援します。特に、IT人材やクリエイティブ人材、若手人材の紹介・マッチングサービスを提供し、取引先企業の成長をサポートします。

（4）健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の

共同実施 等)

Z 世代の働き方改革やメンタルヘルス対策に関するノウハウを取引先企業と共有し、若手社員の定着率向上や職場環境改善に向けた取り組みを共同実施します。

3. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

4. その他

当社が運営する動画マッチングプラットフォーム「V+ing」を通じて培った、Z世代の働き方や価値観に関する知見を取引先企業と共有し、次世代人材の確保・育成に向けた協働を推進します。また、「人柄」や「熱量」を重視する採用文化の普及を通じて、学歴フィルターにとらわれない多様な人材活用の実現を目指します。

令和7年10月4日

企業名 株式会社 Ving
役職・氏名 代表取締役 西宮裕記

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。